

医療費助成制度の県内現物給付について

令和4年10月から重度心身障害者医療費とこどもの医療費、令和5年1月からひとり親家庭等医療費（こどものみ）が埼玉県内全域で現物給付方式に変わります。

現在、越生・毛呂山町の指定医療機関のみが現物給付の対象であり、それ以外の医療機関では償還払いとなっていますが、今回の変更により県内全域の医療機関が現物給付の対象となります。

また、県内現物給付化に伴い、優先する医療費助成制度が変更となります。令和4年10月から重度心身障害者医療費の対象のこどもは重度心身障害者医療へ、令和5年1月からひとり親家庭等医療費の対象のこどもはひとり親家庭等医療へ変更となります。該当される方には、個別にご案内を送付します。

県内現物給付化に伴い、現在使用している「こどもの医療費受給資格証」は、令和4年9月末をもって使用できなくなります。新しい受給資格証は9月中旬に郵送でお届けします。

「重度心身障害者医療費受給者証」につきましては、所得審査後9月中旬に郵送でお届けします。

【県内現物給付化開始日】

事業名	日程
こどもの医療費支給制度	令和4年10月1日～
重度心身障害者医療費支給制度	
ひとり親家庭等医療費支給事業	令和5年1月1日～

※現物給付とは医療機関窓口で医療費受給者資格証等を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることが出来る仕組みです。

※医療機関によっては現物給付に対応していない場合もありますのでご注意ください。

以下の場合はいままでと同様に窓口での支払いが必要です。医療費支給申請書（請求書）に領収書を添付のうえ、担当窓口まで申請してください。

- ・埼玉県外の医療機関等を受診した場合
- ・埼玉県内の現物給付に対応していない医療機関等を受診した場合
- ・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師等の施術を受けた場合
- ・治療用装具を作成した場合
- ・医療機関あたり1ヶ月の支払いが保険診療分で21,000円以上となる場合

以下の場合、医療助成制度の対象とならない場合があります。

- ・保険証、受給者証等を掲示しなかった場合
- ・日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる学校（通学含む）、幼稚園、保育園管理下のけがなどの場合
- ・他の公費負担医療制度から支給される医療費の場合
- ・越生町から転出した場合
- ・有効期間の経過、生活保護の受給などで資格がなくなった場合

○こどもの医療費支給制度・ひとり親家庭等医療費支給制度について

☎子育て支援課 子ども担当 ☎内線162

○重度心身障害者医療費支給制度について

☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線113

一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日から、一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。このため、保険証を9月中旬に「簡易書留」でお送りいたしますので、10月1日からご使用ください。

変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

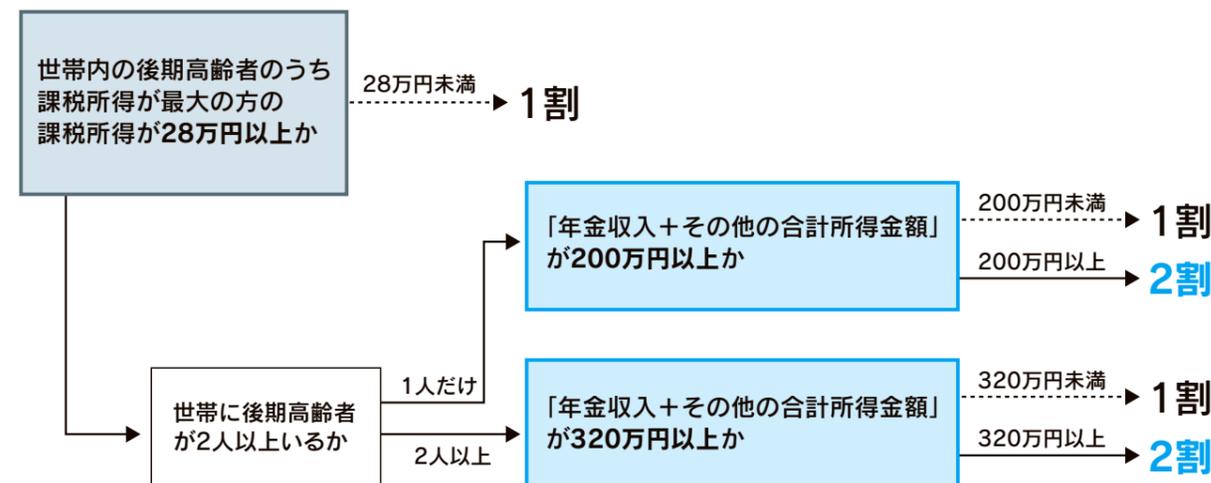
※後期高齢者医療の被保険者には、65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方が含まれます。

《見直しの背景》

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

《2割の対象となる方》

課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方以外の方で以下のように決まります。



※後期高齢者医療の被保険者には、65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方が含まれます。

※課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。

※年金収入には遺族年金や障害年金は含みません。

※「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター☎0120-002-719にお問い合わせください。

☎町民課 国保年金担当 ☎内線121

埼玉県後期高齢者医療広域連合ホームページ

<https://www.saitama-koukikourei.org/seido/kanjafutan/futan/>